

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成29年9月12日（火）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第79号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分（総務部）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時2分）

（説明員交代）

再 開（午前9時3分）

○議案第108号「所沢市寿町駐車場の指定管理者の指定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

末吉委員

人材については、シルバー人材センターにお願いをしているということ
でよろしいか。

柳田商業観光
課長

商店街連合会から、再委託という形態をとって委託をしているもので
す。

末吉委員

通常、再委託に関しては、委託の再委託は問題がある場合があると思う
が、シルバー人材センターに関しては、組織の特殊性があるために、その
点については問題がないということよろしいか。

柳田商業観光
課長

シルバー人材センターの委託に関しては、商店街連合会からプレゼンテ
ーションを行う際に、選定委員会の方々にも説明がありました。その際、
所沢市民の方の雇用を生むですとか、寿町駐車場近隣エリアをよく御存じ
な方を採用いただくようお願いをシルバー人材センターと取り交わし、
また、接客等の不備がある場合は研修を行うということ等も加え、シルバ
ー人材センターの方が有効に活用できるように商店街連合会で指導して
雇用している状況です。

末吉委員

シルバー人材センターには、高齢者の雇用を促進し、ある意味ワークシェアをするという団体の特殊性があるから、普通の団体がほかの団体に再委託をして二重構造になるということはない、ということによろしいか。

柳田 商業観光
課長

それについては、まず、寿町駐車場自体をシルバー人材センターにお願いするということは不可能です。商店街連合会が、駐車場管理全体のマネジメントをするための事務員を置き、その方がコーディネイト役となつて、シルバー人材センターにお願いをするという流れになっております。

末吉委員

駐輪場などはシルバー人材センターに委託するケースがあったと思うが、なぜ、シルバー人材センターに直接の委託が不可能なのか。

柳田 商業観光
課長

寿町駐車場については、例えば、料金の支払いを受けた後に、365日料金を管理する夜間の管理人を置いたり、駐車場業務全体を動かしたり、出納の確認をしていく作業なども必要です。そのような意味で、商店街連合会に全体をマネジメントする総務的な役割を担う方を置いて商店街の振興を進めています。

城下委員

今の話を聞いていると、シルバー人材センターでもそういったマネジメントはできるのではないかと思うが、いかがか。

柳田 商業観光
課長

商店街連合会が寿町駐車場の運営をするということは、車の出し入れ、料金管理ということだけではなく、地域の商業を振興させるという意味合いが大変多くあります。各商店街の催し物のご案内をしたり、情報を、駐車場を拠点として発信したりということも大きな業務ですので、このような意味から、シルバー人材センターではなく、商店街連合会が受け持つことが、効率的、効果的であると考えております。

城下委員

シルバー人材センターの人は、何人雇用されているのか。

柳田 商業観光
課長

シルバー人材センターの方は4人で、時間で交替しながら行っている状況です。

末吉委員

附帯意見について確認をさせていただきたい。附帯意見の②で、個人情報保護に関する規定を速やかに整備するというところがあったが、この点について今後どのように対応するのか。

柳田 商業観光
課長

商店街連合会には、附帯意見を含め伝えており、所沢商店街連合会個人情報保護基本方針を団体で定めて、9月1日から施行しています。

末吉委員

もう一つは、実態としてはきちんとされているが、明文化された規定がないというケースがあり、そのことを選考委員会から御指摘いただき大変

良かったと思うが、今後、産業経済部の中では選考する側からの視点としては、どのように考えているのか。

柳田 商業観光
課長 委員御指摘のとおり、市の業務の指定管理を受ける団体としましては、そのような規定を持っているかどうかということは重要なことだと思いますので、今後、指定管理を行う場合において、その団体が、情報公開を含めそのような規定を設けているかということは確認してまいりたいと思います。

亀山委員 附帯意見の①の後半で、利用者サービスおよび利用者拡大に努めることとあるが、これについては、今どのような状況で、拡大を図ることでは、具体的にどのようなことが提案されているのか。

柳田 商業観光
課長 拡大を図る方策としましては、これまでも商店街を利用される方に対し、商店街がサービス券を駐車場から買い受け、それを利用する消費者にお配りすることをしております。今年度から新たな取り組みとして、シルバー人材センターの方が使う仕組みの中で、サービスチケットを使えるような仕組みをご提案させていただきながら、利用者の拡大を図っていくということを聞いています。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第108号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第109号「所沢市元町地下駐車場の指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

村上委員

初回の指定管理の経過について、伺いたい。

柳田商業観光
課長

平成24年度に行いました応募状況ですが、施設見学には20団体が参加して、うち7団体から応募がありました。その前の平成21年度は、業務説明会、施設見学会には23団体、応募申請は9団体でした。

村上委員

指定管理者は、いずれも同じか。

柳田商業観光
課長

同じ団体です。

村上委員

本会議場でも少し質疑をさせていただいたが、今回も3団体ほどが具体的に質問事項を提出して、この駐車場管理を取りに来ていると思うが、最終的には申請は1団体しかなかった。その背景について、もう一度伺いたい。

柳田商業観光
課長

業務説明会には、今回の場合は8団体が参加しましたが、質問が行われたのは委員のおっしゃるとおり3団体からでした。最終的には、応募は、

現在の指定管理の1団体からのみです。

村上委員

平成21年度と24年度の参加した9団体、7団体は、今回の当初の8団体と同じ事業者か。

柳田商業観光
課長

平成24年度に申請した7団体と今回説明会に参加した8団体のうち、現在の指定管理者以外で同じ事業者は、1団体もありませんでした。

村上委員

募集に当たって、どのくらいの規模とか、募集の要項にはあるのか。

柳田商業観光
課長

募集要項の中には、規模、仕様、業務内容を含めて掲載しています。

村上委員

今まで7団体ありました、9団体ありました、今回8団体ありました、と全く違う団体を取りに来ているにもかかわらず、実態を見たら手に負えないよというレベルの駐車場だということは、今後も、ほぼ随契に近くなるということだと思うが、その辺の可能性についてはどのように考えているのか。

柳田商業観光
課長

基本的に指定管理を行う場合ですが、この元町地下駐車場については、地域の特殊性という部分がないことから、一定の条件を満たしていれば、

民間、団体含めて公募に参加できるものと考えていますので、今後も公募をしていく考えです。

村上委員

ここの駐車場の指定管理は、地域性もないしさまざまな競争性を働かせていくべきだ、という考えが基本的にあるということによいか。

柳田商業観光
課長

そのとおりです。

村上委員

次回の指定管理の選定では、どういったところに声をかけていくかということについては、この2回、3回目の指定管理を含めて検討しているということによいか。

柳田商業観光
課長

この指定管理期間の5年間の中で、駐車場の運営の方法を検討していくつもりです。しかしながら、現行の指定管理の中では、条例で定められております駐車場の利用時間ですとか、有人管理を行っていくという部分については、現行の募集の状況ですので、そのような中で、利用者の有益な利便性が高まる方法について、考えてまいりたいと思います。

村上委員

今の利用状況でやると、なかなかそれを受けてもらえるような業者がないというのが、今回3回目の選定の結果だと思うのだが、管理の方法とか

総体としてプロポーザル方式で広く募集していくような考えはないのか。

柳田商業観光課長 プロポーザルで行うほうが適切なのかということについても、考えてみたいと思います。

城下委員 今回3回目で、3回とも同じ日本駐車場工学会を指定するという提案で、話を聞いていくと、あそこは地下3階まであり、手を挙げる業者が1団体しかなかったということだが、そうなるとある意味、独占的な部分でいってしまうわけである。前回の指定管理の日本駐車場日本工学会のプレゼンと、今回のプレゼンで内容的に何か変わっているところはあるのか。ほぼ前回と同じなのか。

柳田商業観光課長 提案の内容ですが、これまで元町地下駐車場を運営されてきた実績、経験もありますことから、事前精算機の導入や、団体の持っているインターネット環境を利用して、駐車場の空き状況を情報提供していくようなことも、新たな取り組みとして提案いただいております。

城下委員 過去の実績ということだが、ここでいう過去の実績というのは期間的にはどのぐらいを見ているのか。例えば1回目の指定管理とは別に、2回目の指定管理の実績を見ているのか、それともトータルとしてみているのか。

柳田商業観光課長 実際受託している事業者が、課題を運営している中で見つけた段階でということですので、いつの段階でそういう課題を見つけたかという部分については、利用している方々の御意見を聞いたりする中で、請け負う団体として解決できる方策を考えてきて提案されてきたものと考えております。

城下委員 ここの元町の過去の実績というのは、2回目の実績を見ているのか、それとも、1回目、2回目全部の期間の実績を見ているのか。

柳田商業観光課長 直前の2回目の実績です。

城下委員 事前精算機の導入とか、インターネットで空きを見られるように今回提案されているとのことだが、2つ伺いたい。1つは障害者への対応についてで、これは当初よりいろいろ議論があったと思うが、障害者に対する対応、例えば減免とか、そういったものは今どうなっているのか。もう1つは、それから回数券があるという話を聞いているが、それが知られていないという話も聞いている。旧庁舎の駐車場が閉められていることもあり、利用台数はふえていると思うが、どのようにPRしているのか。

柳田商業観光
課長

障害者への対応ということですが、元町地下駐車場については、障害者の方の駐車場について減免はしておりません。公共施設用だけの駐車場ではなく、来街者用の駐車場であること、また2つ目に、2つの入り口が機械式で管理人が西側しかいないということで、障害者に対する判別がなかなか難しいということ、現状の駐車料金は市の条例で定めておりますとおり、比較的高額ではないという理由から、条例でも、障害者の減免措置をしておりません。それから、定期の利用についてということですが、基本的に定期をしておりますが、月極駐車場ではないという性質上、定期利用を増やしてしまいますとイベント行事などのとき、月極的な駐車によって、公民館利用者が入りにくくなるという状況もありますので、台数等につきましては市と指定管理者と協議しながら決めているところです。

城下委員

回数券のことについて伺いたい。

柳田商業観光
課長

回数券については、50円券が11枚セット、100円券が11枚セットということで現在販売しております、こちらについては指定管理の事業計画において提案された内容で採用していますので、回転率等が上がるよう、市として協力してまいりたいと思います。

末吉委員

事業者のプレゼンで、東出入り口の精算機について、手が届きづらい、坂道発進になる等のため、事前精算機の導入が提案されていたが、これは

委託費の範囲内で自由にやるようなものなのか。それとも電子マネー対応にするかしないかも含め、市役所としてはどのように関わっていくのか。

柳田 商業観光
課長

こちらについては、自主的な独自提案となりますので、指定管理の委託料全部を含めたなかで行っていただくという前提です。東側の駐車場については、利用者がお金を入れる際にこぼしてしまうと坂道を転がってしまうという危険性もあるというお話も聞いておりますので、スイカや電子マネーの使用が可能になることも含めて協議してまいりたいと思います。

末吉委員

そうすると東口の精算機だが、言葉は悪いが、設計ミスとは言わないが、そこは改善しないのか。市のほうはどう思うのか。

柳田 商業観光
課長

出入り口のバーにつきましては、指定管理者が設置したものではなく、市が建物を建てた時から市のものとして管理しているものです。場所の設置については、変更する場合、坂道の下につけるほうが適切かということも含め検討してきておりますが、坂道の下につけますと車両の回転半径といたところにも支障が出てくるということがありますので、一概に下に持ってくればすべて解決するといった考えは持っておりません。

末吉委員

先ほど城下委員から、障害者減免についての質疑があったが、事業者の方から、市役所の公務に対しては当然免除をしている、現状の中では考え

ていないが、例えば事前精算機であるとか市役所のほうから協議があれば検討できるというような提案だったかと思う。市のほうが障害者減免について、どのように考えるのかということが非常に重要であると思う。先ほどたいして高額ではないというような話もあったが、今の社会の中で障害者福祉についても考えていかななくてはならないと思っているが、その辺についてどのようにお考えか。

柳田商業観光
課長

駐車場の施設については、元町地下駐車場だけではなく、狭山湖駐車場や市民体育館駐車場などさまざまな駐車場がありますので、これらも勘案しながら、かつ、所沢まちづくりセンターという社会教育的な活動をするというような場所に設置されている駐車場ですので、他市の状況も勘案しながら提案できる部分は指定管理者に提案していきたいと考えております。

城下委員

過去の指定管理の審議の中でも、複数の委員から意見として盛り込んでいる。それがきちんと協議されてこなくて3回目きたのには、あれ、というように思ってしまう。議会の中でも減免制度を提案している議員もいるので、積極的に受託者と協議をしていただきたいと思いますと思うが、その辺についてはいかがか。

柳田商業観光

料金については、条例上の定めもございますし、市内のさまざまな施設

課長

との関連もありますので、そのような部分を含めて検討してまいりたいと思います。

荻野委員

確認だが、現在の年度ごとの委託料の金額はどうなっているか。

柳田商業観光

これまでの委託料の額は、ゼロ円です。

課長

荻野委員

ゼロ円ということだが、年度ごとの収支の実績はどのような状況かということと、今回収支見積もりの差額が委託料という形となっているが、仕様とか変更された点があるのか、それとも理由があるのか。

柳田商業観光

直近の平成28年度のところで申し上げますと、収入のところでは1,5

課長

15万4,450円が元町地下駐車場の収入となっております。それに対して、指定管理者側の支出の実績ですが、こちらは346万円の電気料も含めて、支出総額が1,440万3,149円です。

荻野委員

平成28年度は黒字ということか。

柳田商業観光

そのとおりです。

課長

荻野委員

今回の委託料のほうは、収支見積に基づいて差額という形で出ているが、現状黒字なのにマイナスで差額が出ているということは、何か仕様が変わったのか。

柳田商業観光
課長

こちらについては、駐車場のバーの管理の部分など、軽微な修繕は委託料に盛り込んで実施していただくことになっておりますが、経年劣化するところがあり、今年度は委託料で100万円を計上しております。こちらは修繕に対しての委託料ですので、支出しなかった場合は精算となります。

荻野委員

精算機のほうはリースでやられる感じだが、例えば、資料を見ると平成25年度にLED化をされているようである。LED化すると、割と長期間使用できるかと思うが、その場合における所有権は市のほうになるのか。

柳田商業観光
課長

LED化については、電気料自体も指定管理者側が支払うこととなり、歳出を抑えるために指定管理者側が独自にLED化に変更したものです。その意味からすると、LED化の所有については、現状のところ指定管理者側にあるものと考えております。

荻野委員 将来事業者が変わった場合、撤去されてしまったり、金額的なもので精算されるという可能性はあるとうことか。

柳田商業観光課長 そちらについては、協議事項ということになるかと思いますが、可能性はゼロではないと思われま。

荻野委員 事前精算機は、資料を見ると、地下1階に設置すると書かれているが、地下2階、3階とある。1台だと不足しているような印象があるが、その辺についてはどのようになっているのか。

柳田商業観光課長 こちらについても、機材がリースになるのか、買い取りなのかということもありますが、市民の利便性が高まる形を、市としては提案してまいりたいと思いま。

城下委員 地元雇用が何人いるのかということが一つと、昨日も、工学研究会への天下りに関する質疑があつたが、実際のところ、そういう現状があるのか。

柳田商業観光課長 地元雇用については、元町地下駐車場では、現在、7名の方が有人として業務に携わっていただいておりますが、7名の方全員が所沢市在住の方です。天下りについては、団体に確認しましたところ、国の官公庁から直接この団体に入っている方は、一人もいないとのこと。しかしながら、

国を退職後、民間企業にお勤めになられた後に入られた方はいらっしゃる
とのことです。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第109号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第79号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分（産業経済部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

荻野委員

企業立地支援事業について、対象となる事業者から申請がある前に、こういう制度がありますと市が案内するような流れなのか。

青木産業振興
課長

今回3件のうち、1件は工場立地法の対象事業者で、以前から工場の増築に関して相談があった事例です。次の1件は土地の拡張ですが、市から情報提供を受けて申請をしたものです。もう1件は、事業者がこの制度を知っていて申請をしたものです。

荻野委員

事業者も、この制度を認識するようになってきているという理解でよろしいか。

青木産業振興
課長

この制度については、平成26年度から条例が施行され、市の方でも、広報やホームページ、メールマガジン等を発信していますので、ある程度周知が図られていると考えています。

城下委員

この支援事業は、業種が限定されているのか。

青木産業振興
課長

対象業種は、製造業、情報通信業及び自然科学研究所の3つです。

末吉委員

観光事務費で、補助金が認められなかったものは何か。また、その理由について伺いたい。

柳田商業観光
課長

認められなかったものは、外国人観光客受入整備事業の中の観光案内板の設置についてです。そのほかにも、いくつかの事業を計画としてあげておりましたが、認められなかったものについては、ハードを作る部分であるということと、この地方創生推進交付金の先進性でありますとか、そうした部分に当てはまらないという判断がなされたものと理解しております。

末吉委員

先進性のある整備事業というのは、ハードではなく、ソフトの面で先進性がなければならないということか。

柳田商業観光
課長

基本的には、ソフトを伴っていることが前提です。この地方創生推進交付金ではソフト事業を行う中で、このようなハードの取り組みが必要であるということが説明できれば対象になりますが、観光案内板の多言語化については、外国人を受け入れるための一つのハード事業ということではなく、通常、市が進めていくべきものと理解されたものと感じております。

城下委員	地方創生交付金を予定していたものが来なかったわけだが、所管で本年度の交付を予定している額はいくらか。
柳田商業観光課長	外国人観光客受入整備事業については、総額144万3,000円の交付を予定しています。
城下委員	そのうちの92万8,000円が、一般会計の持ち出しになったということか。
柳田商業観光課長	そのとおりです。
城下委員	この時点で、交付される、されないということわかったので、それ以外のものについては、大丈夫だということによいのか。
柳田商業観光課長	そのとおりです。
荻野委員	何年前に、狭山湖のトイレで同じようなことがあったかと思う。あのときは、事業自体が見送りになったが、これは、国から交付金が来なくて

も、やるかどうかということを経量的に判断する基準があるのか。それとも、金額だけではなく、総合的な判断なのか。

柳田商業観光
課長

この事業については、本市としては、2020年のオリンピック・えパラリンピックを目指して、順次、多言語表記をしていこうというそもそもの計画がありました。そこに地方創生推進交付金の中で、対象となる可能性が出てきたということで手を挙げたものであり、こちらは当初の計画どおり進めていきたいということです。

【議案第79号 産業経済部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時50分）

（説明員交代）

再 開（午前9時52分）

○議案第79号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分（財務部）

【補足説明】なし

【質 疑】

- 村上委員 31市税等過誤納還付金及び還付加算金について、還付になった主な理由は何か。
- 関口収税担当 法人市民税で、4件の高額な還付があり、そのうち金融業が3件で、還付理由については外国税額控除ということです。もう1件については不動産業で、設備投資による控除ということです。
- 村上委員 外国税額控除について詳しく伺いたい。
- 肥沼市民税課 平成26年度の法人税の改正において、国外の支店の取り扱いが、それまでの総合主義から帰属主義というものに変更となり、国外の支店が日本国内において取引をして収益をあげた場合の取り扱いが変わり、外国税額控除の対象がふえたということです。従来の総合主義は、アメリカの課税方式だったのですが、新しく変わった帰属主義は、他のOECD諸国の先進国で採用している課税方式です。
- 城下委員 地方創生交付金追加の内訳について伺いたい。

林財政課長

2つありまして、旧コンポストセンター跡地利活用事業が1,600万円の追加になります。もう一つが外国人観光客受入事業で、92万8,000円のマイナスになります。その差し引きで1,507万2,000円になります。

城下委員

旧コンポストセンター跡地利活用事業に1,600万円が追加された理由は何か。

林財政課長

こちらについては、都度申請を行い、交付決定がなされるものです。本件については、去年の段階では確定していなかったため入っていませんでしたが、年度に入り予算が確定しましたので、改めて申請し、交付決定がされたものです。

【議案第79号 財務部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時57分）

（説明員交代）

再 開（午前9時59分）

○議案第79号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分

【意見】なし

【採決】

議案第79号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

粕谷委員長

○調査委託について

当委員会は、今年には公共施設の総合管理を主要テーマの一つとして活動しております。その一環として、お手元に配付しました資料のとおり、地方自治法第100条の2の調査依頼を行うことでよろしいですか。

(委員了承)

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前10時2分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成29年第3回（9月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際社会（平和推進事業）について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 交通（交通政策）について
- 5 学校教育（私立学校）について
- 6 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 7 行政経営について
- 8 危機管理・防災について
- 9 防犯について
- 10 財政運営について
- 11 農業・商業・工業について
- 12 観光について
- 13 労働・雇用環境について